



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録…（保健医療局健康安全全部健康安全課）…二
- 警備業法による行政処分についての公開の聴聞…三

告示（公）

告示

●東京都告示第八百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第二十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

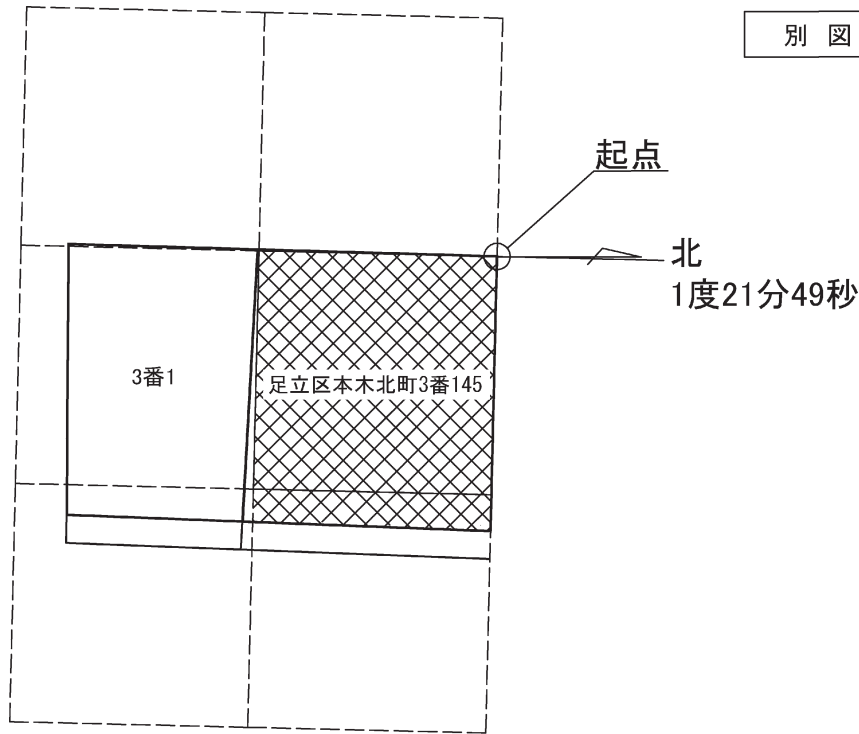
令和八年七月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区本木北町地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】

起点は、足立区本木北町3番145の最北端とする。

【凡例】

- 単位区画
—— 調査対象地
—— 筆境界
指定を解除する区域

【格子の回転角度(1度21分49秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百五十八号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第四号に規定する講習会として、次のとおり登録したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第二十一条第一号の規定に基づき告示する。

令和八年七月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人日本食品衛生協会

台東区寿四丁目十五番七号

全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会

台東区下谷二丁目一番十号伊尾ビル内

一般社団法人日本食鳥協会

千代田区岩本町二丁目一番十八号

二 講習会の実施期間

(一) 複合型（eラーニング及びライブ配信）

eラーニング 令和八年十一月三十日から令和九年一月八日まで

ライブ配信 令和九年一月二十六日から同月二十八日まで

(二) 集合型

令和九年一月十九日から同月二十二日まで

三 登録年月日

令和八年七月六日

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第240号 警備業法（昭和47年法律第117号）第49条第1項の規定による行政処分について、同法第50条第1項及び第4項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。 令和8年7月28日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 日時 令和8年8月4日（火曜日） 午前9時30分開始 2 場所 千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場		
---	--	--

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

